

## 彩の国みどりの基金事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、彩の国みどりの基金条例（平成20年条例第12号）に基づく彩の国みどりの基金（以下「基金」という。）の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基金の造成)

第2条 基金は、一般会計繰出し金及び基金に係る寄附金（以下「寄附金」という。）をもって造成する。

(寄附金の受入れ)

第3条 寄附は、次のいずれかの方法により随時行われるものとし、その受入れについては、別に定める。

- 一 みどり自然課において現金で行うもの
  - 二 金融機関（埼玉県指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関をいう。以下同じ。）において現金で行うもの
  - 三 県が提供する電子申請・届出システムにおいて、電子収納サービスを利用するもの
  - 四 県と契約を締結している指定代理納付者又は外部連携事業者が提供するふるさと納税に係るウェブサイトを利用するもの
- 2 寄附金は返還しないものとする。ただし、次のものからの寄附金については、受入れを認めず、又は收受した寄附金を返還する。
- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
  - 三 暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第3条第2項にいう暴力団関係者をいう。）
  - 四 その他特別な事情があると認められるもの

(寄附者名簿)

第4条 みどり自然課長は、基金に係る寄附者名簿を備え、寄附金を受け入れた都度、所定の事項を整理しておくものとする。

2 前項の名簿は、様式第1号のとおりとする。

(寄附者の公表)

第5条 みどり自然課長は、寄附者について、県のホームページその他適切な方法により、寄附者の了解を得て公表することができる。

(基金の積立時期)

第6条 毎年度基金として積み立てる時期は、次のとおりとする。

(1) 一般会計繰出金 支出決定による

(2) 寄附金 1月及び3月。ただし、寄附の状況により必要と認められる場合には、都度積み立てができるものとする。

(3) 運用益金 3月

(基金の処分)

第7条 基金の処分に係る事業及び金額は、毎年度の一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(基金の広報)

第8条 基金に関しては、県のホームページ、彩の国だよりその他適切な方法により随時広報を行い、広く県民の理解と協力を求めるものとする。

(庶務)

第9条 基金に関する庶務は、みどり自然課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県都市緑化基金事務取扱要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。